資料１

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要①

保育所等に入所していない０歳６か月から満３歳未満までの乳幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児やその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言等の援助を行う事業です。

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※０歳６か月から満３歳未満を想定			幼稚園 ※満３歳から小学校就学まで			

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和６年度	令和７年度	令和８年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体で実施	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要②

≪事業の実施方法≫

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。

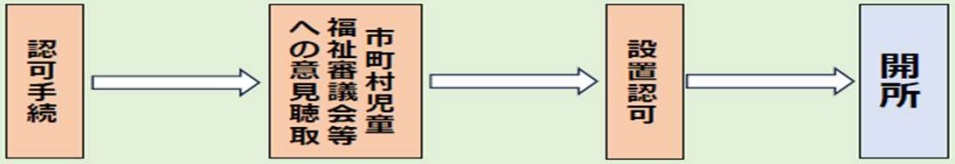

≪提供内容の検討≫

①実施方法

余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、
7人の在籍児童しかいない場合、
保育士は3名以上配置。※1

2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本。

一般型（在園児合同）

例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは**別に、**
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、
且つ専任の保育士を配置。※2

クラス定員の数＋
誰でも通園利用児童の
こどもの数に対する
面積基準を足す必要あり

※2 こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則し、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

一般型（専用室独立実施）

クラスとは別に、
誰でも通園専用室を設け、
専任の保育士を配置。※3

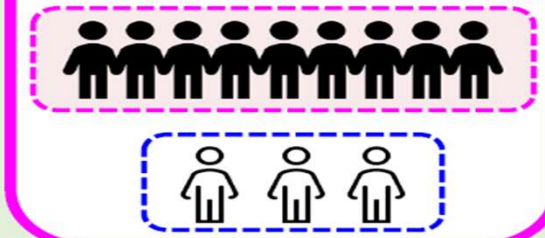

※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

②受け入れるこどもの年齢、時間枠等

受け入れるこどもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、**事業所の実情に応じ設定**。

③利用パターン

定期利用

利用する事業所を限定したり、
さらに**利用する曜日や時間帯を固定**する等、
特定の事業所を利用する方法。

※定期利用を行うことによって、保育者とこどもの関係が構築される・保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待。

柔軟利用

こどもの状況や保護者のニーズに合わせた
利用方法で、**こどもに合う事業所を見つけるまで**
の利用や、**里帰り出産**におけるきょうだい児の
利用等について、**柔軟に利用する方法**。

※保護者の都合のみで一時的に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、制度本来の趣旨である「こどもの育ち」を考えると、望ましい利用方法とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用することが考えられる。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要③

【乳児等通園支援事業の認可及び確認】

認可基準

あま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年あま市条例第26号）

確認基準

あま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（仮）

認可基準の主な事項

項目	内容
職員	保育従事者（半数以上は保育士とする） ・乳児（0歳）3人に1人以上　・幼児（1歳～2歳）6人に1人以上
設備の基準	・乳児室 3.3 ㎡以上／1人当たり　・ほふく室 3.3 ㎡以上／1人当たり ・保育室 1.98 ㎡以上／1人当たり　・保育室等を2階以上に設置する場合の避難設備等
非常災害対策	毎月1回以上、避難・消火訓練の実施
安全計画の策定等	安全計画を策定し、訓練・研修の実施
平等取扱原則	差別的取扱いの禁止
虐待等の防止	児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
衛生管理等	感染症及び食中毒の予防、まん延防止
食事	食事の提供を行う場合は、調理機能を有する設備
苦情への対応	受付窓口の設置
秘密保持等	業務上知り得た秘密が漏洩しないよう必要な措置
運営規程	運営についての重要事項をあらかじめ定める

［確認基準の主な事項］上記に加え、利用定員

あま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（概要）

１　制定の趣旨

児童福祉法に定める「乳児等通園支援事業」について、令和８年４月１日より、子ども・子育て支援法における「乳児等のための支援給付」として位置付けられることに伴い、国の基準「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、本市における特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるため、本条例を制定するものです。

２　用語の解説

○乳児等通園支援事業

保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設において、満３歳未満の保育所等に入所していない子どもに、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、当該子どもの保護者に子育てについての助言その他の援助を行う事業を指します。（こども誰でも通園制度）

○特定乳児等通園支援

本条例による確認を受けた事業者が行う乳児等通園支援事業を指します。（以下「通園支援」とします。）

○特定乳児等通園支援事業者

本条例に定める基準に適合することを、市が確認した事業者を指します。（以下「特定事業者」とします。）

○乳児等支援給付認定子ども

満３歳未満の小学校就学前の子どもで、現に保育所、認定こども園、小規模保育事業等を利用していない子どものうち、保護者の申請に基づき市町村が通園支援の対象者として認定した子どもを指します。（以下「認定子ども」とします。）

○乳児等支援給付認定保護者

認定子どもの保護者を指します。（以下「保護者」とします。）

○乳児等支援給付費

１時間当たりの通園支援に通常要する費用として内閣総理大臣が定める基準により算定した額に、通園支援を利用した時間を乗じた額で、市から保護者に給付するものです。

○法定代理受領

乳児等支援給付費について、法の定めるところにより保護者に代わり、特定事業者が支払いを受けることを指します。

３　制定の内容

○第３条　利用定員に関する基準

特定事業者が設定する利用定員について定めるものです。

○第４条（面談）

特定事業者は、認定子どもに対し最初に通園支援を提供しようとする場合、事前に認定こどもの養育環境等を把握するため、保護者との面談を行うとともに、当該通園支援に係る職員体制や費用等の重要事項を説明し、同意を得る旨を定めるものです。

○第５条（正当な理由のない提供拒否の禁止）

○第６条（あっせん及び要請に対する協力）

特定事業者は、保護者から利用の申込みがあった場合、正当な理由なく拒んではならないこと、また、市が養育状況等を勘案して行う通園支援の利用あっせん等について、できる限り協力する旨を定めるものです。

○第７条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

○第８条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

特定事業者は、通園支援の提供に際し、乳児等通園支援支給認定証の記載事項を確認する旨を、また、通園支援の対象者として認定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、速やかに認定申請の援助を行う旨を定めるものです。

○第９条（心身の状況等の把握）

特定事業者は、通園支援の提供に当たり、認定子ども及び保護者の心身の状況把握に努める旨を定めるものです。

○第１０条（特定教育・保育施設等との連携）

特定事業者は、幼稚園、認定こども園等へ円滑に接続できるよう、密接な連携に努める旨を定めるものです。

○第１１条（特定乳児等通園支援の提供の記録）

特定事業者は、通園支援を提供した日時、利用時間及び内容について、記録を残す旨を定めるものです。

○第１２条（支払）

特定事業者が保護者から支払いを受けることができる費用の種類と、その支払いを受けた場合の領収証の交付等の取扱いを定めるものです。

受けることができる費用	留意点
法定代理受領を受けない場合の乳児等支援給付費（第１項関係）	
通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要と認められる額（第２項関係）	支払いを求める際は、あらかじめ使途及び額並びに理由について書面により説明するとともに、文書による同意が必要（第５項関係）
通園支援の提供に要する費用のうち、日用品等必要な物品の購入費、行事の参加費、食事の費用等	支払いを求める際は、あらかじめ使途及び額並びに理由について書面により説明するとともに、同

の通常必要とされる費用のうち保護者負担が適当と認められるもの（第３項関係）	意が必要（第５項関係）

○第１３条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

特定事業者は、保護者に対し、法定代理受領により乳児等支援給付を受けた場合は当該給付の額の通知を、法定代理受領によらず当該給付を受けた場合は提供証明書の交付を行う旨を定めるものです。

○第１４条（特定乳児等通園支援の取扱方針）

○第１５条（特定乳児等通園支援に関する評価等）

特定事業者は、保育所保育指針による保育内容に準じ、適切に通園支援の提供を行い、また、提供する通園支援について、自己評価及び外部評価により、常に改善を図る旨を定めるものです。

○第１６条（相談及び援助）

特定事業者は、認定子どもや保護者の心身の状況等の把握に努め、認定子どもや保護者からの相談に適切に応じ、助言その他の援助を行う旨を定めるものです。

○第１７条（緊急時等の対応）

通園支援に従事する職員は、通園支援の提供中の認定子どもの体調急変等の緊急時には、保護者や医療機関への連絡等の必要な措置を講じなくてはならない旨を定めるものです。

○第１８条（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

特定事業者は、保護者が不正な行為によって乳児等支援給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市に通知する旨を定めるものです。

○第１９条（運営規程）

○第２０条（勤務体制の確保等）

○第２１条（利用定員の遵守）

○第２２条（掲示等）

特定事業者は、通園支援事業の目的及び運営の方針、職員の職種・員数及び職務内容、保護者負担の種類・理由及び額、１時間当たりの利用定員等の重要事項に関する規程の整備を行うこと、適切な通園支援の提供のため、職員の勤務体制の確保等に関する措置を講ずること、利用定員を遵守すること、これら重要事項についてウエブサイト等の掲示により公表する必要がある旨について定めるものです。

○第２３条（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

特定乳児等通園支援事業所においては、認定子どもの国籍等により、差別的取扱いをしてはならない旨を定めるものです。

○第２４条（虐待等の禁止）

○第２５条（秘密保持等）

通園支援に従事する職員は、認定子どもに対し有害な行為を行ってはならないこと、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また、特定

事業者は、秘密保持について必要な措置を講ずること、認定こども園等に対し情報を提供する場合には、あらかじめ文書による保護者の同意が必要となる旨を定めるものです。

○第２６条（情報の提供等）

特定事業者は、通園支援を利用しようとする保護者が、適切に特定事業者を選択することができるように、情報の提供を行うよう努める旨を定めるものです。

○第２７条（利益供与等の禁止）

特定事業者は、利用者支援事業者等の職員に対し、事業の対象となる子どもの家族等に当該特定事業者を紹介すること等の対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を定めるものです。

○第２８条（苦情解決）

特定事業者は、提供した通園支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならないこと、また、その苦情に関して市が行う調査その他の市の実施する検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善等を行わなければならない旨を定めるものです。

○第２９条（地域との連携等）

特定事業者は、地域住民等との連携・交流に努める旨を定めるものです。

○第３０条（事故発生の防止及び発生時の対応）

特定事業者は、事故発生の防止及び発生時の対応のため、次の措置を講じる旨を定めるものです。

事故発生防止の措置	・事故発生の防止のための指針の整備 ・事故が発生した場合又は事故の危険性がある事態が生じた場合の改善策を職員に周知徹底する体制の整備 ・事故発生の防止のための委員会の設置及び職員に対する研修の定期的な実施
事故発生時の対応	・市及び当該認定子どもの家族等に対する速やかな連絡及び必要な措置の実施 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・賠償すべき事故が発生した場合の速やかな損害賠償の実施

○第３１条（会計の区分）

特定事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない旨を定めるものです。

○第３２条（記録の整備等）

特定事業者は、事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備す

ること、また、通園支援の提供に関する通園支援を提供した日時、利用時間及び内容の記録等を整備し、完結の日から５年間保存する旨を定めるものです。

○第３３条（電磁的記録等）

この条例の規定において書面により行うことが規定される記録、保存等については、書面に代えて電磁的記録により行うことができること、また、この条例の規定による書面等の交付、提出又は同意の取得については、その書面等が電磁的記録により作成されている場合には、保護者の承諾のもと電磁的手法により行うことができる旨を定めるものです。

４　施行期日

令和８年４月１日

令和8年度 乳児等通園支援事業認可予定施設の概要

事業所の名称	七宝こども園乳児等通園支援事業あいあい	だれでもひかり	美和こども園　いちごのほっぺ	しっぽうだれ通	
実施方法	余裕活用型	一般型（専用室独立）	一般型（独立施設）	一般型（専用室独立）	
設置者	社会福祉法人 七宝福祉会	社会福祉法人 福寿会	社会福祉法人 美和保育園	学校法人 福寿学園	
施設区分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	認可外保育施設	
施設名	七宝こども園	ひかりこどもえん	美和こども園	ちぴっこ園	
設置場所	七宝町伊福薬師16番地	新居屋辻畑22番地	金岩枝村36番地	七宝町安松８丁目92番地	
建物の構造	鉄骨造　3階建	鉄骨造　2階建	木造　1階建	鉄筋コンクリート造　3階建	
実施場所	七宝こども園 保育室5室（1階）	ひかりこどもえん 和室1室（2階）	いちごのほっぺ 保育室1室（1階）	ちぴっこ園 保育室1室（3階）	
部屋の種類	乳児室　1室（兼用）　103.5㎡ ほふく室　2室(兼用) 169.2㎡ 保育室　2室(兼用)　145.9㎡ 便所（兼用）	乳児室　（兼用）11㎡ ほふく室　7㎡ 保育室　10.67㎡ 便所（兼用）	保育室　（専用)13.86㎡ 便所（兼用）	乳児室・ほふく室 （専用）30.62㎡ 保育室　（専用)30.62㎡ 便所（兼用）	
実施日	月～金	月・水・金	月～金	月～金	
実施時間	午前：9時～11時 午後：1時～2時30分	9時～14時	午前：8時30分～11時30分 午後：1時～4時	9時～15時	
利用方法	柔軟利用	柔軟利用 定期利用	柔軟利用	柔軟利用	
1時間あたりの利用定員					**計**
0歳児（6か月～）	1	2	1	2	**6**
1歳児	2	3	2	2	**9**
2歳児	2	1	2	2	**7**
計	**5**	**6**	**5**	**6**	**22**
職員の種別及び人数					
常・非常	常勤保1・非常勤保1	非常勤保1・従1	常勤保3	非常勤保3	
専従者	0	2	1	2	
兼務者	2	0	2	1	
計	2	2	3	3	
給食の実施	無	有	無	無	
利用料金	300円/時間	300円/時間	300円/時間	300円/時間	
実費負担	―	食事の提供に要する費用 300円	保育材料・おやつ代 100円	―	